

今後の飼料政策に関する提案

平成26年7月31日
臨時委員 山内 孝史

1 輸入飼料依存型畜産からの脱却（飼料自給率の引上げ）

安定した国産の飼料原料の確保の観点から「飼料の自給率」を高めるために、

- ①飼料用米・飼料用稲の増産と利用の拡大
 - ②草地資源の確保と利用拡大
 - ③副産物の利用拡大
- の3点が鍵であると考えている。

特に、飼料用米については、

(1) 飼料用米制度の法制化による政策の中長期安定化

- ・ 昨年12月の「水田フル活用とコメ政策の見直し」により、海外の穀物事情や為替相場に翻弄される畜産からの脱却を図るチャンスが到来したと考えている。
- ・ 先般の国会で、関係者のご努力により、養豚農業振興法が成立したこともタイムリーである。同法では、国内由来飼料（食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料）の利用の増進が明記されている。
- ・ さらに、飼料用米・稲WC S等の利用拡大は、様々な機能を有する水田農業を維持・活用し、国土保全を図りながら、畜産経営の安定と構造改革を促すという大きな意味を持っている。
- ・ このため、日本飼料工業会としても「飼料用米に関するメッセージ」や「飼料用米ダイヤル」の設置など飼料用米の利用拡大に向け様々な取り組みに努めているが、実際には、飼料用米の生産や利用が円滑に進んでいるとは言い難い現状ではないか。
- ・ 現場では政府の飼料用米に関する政策が何時まで続くのか不安視する声が聞かれ、生産地における飼料用米生産に対する温度差や、流通・保管施設の整備等、新たな投資に対する慎重な姿勢がみられる。
- ・ 飼料用米の利活用を実際に推進するためには、低コストの生産技術や栽培体系の普及、流通・保管施設の整備等が必要である。このためには、生産者等関係者が腰を据えて飼料用米に取り組む必要があり、政策の中長期の安定が不可欠である。
- ・ したがって、飼料用米の推進のためには、政府が飼料用米政策を法制化することにより、中長期の飼料用米政策の安定性を明確に国民に示すことが必要ではないか。
- ・ また、配合飼料生産供給量の3分の2を占める商系飼料メーカーはこれまで稲作産地との繋がりがなく、26年産米についても新たな飼料用米の確保がほとんどできていない実態にある。政府におかれては、飼料メーカーを飼料用米産地の生産者や農協にご紹介いただき、流通の多様化や取引の効率化による飼料用米の

利用促進にお力添えをお願いしたい。

飼料用米の保管施設についても、無駄な投資を避けコストダウンを図る観点から農協や生産者の既存の施設の活用など一緒に考えていきたいので、ご指導、ご協力をお願いしたい。

- ・ 飼料メーカーとしても飼料用米に関する取組みをさらに強化し、畜産生産者と飼料用米生産者の幅広い観点からの「耕畜連携」に協力して参りたい。

(2) 自給飼料増産対策と草地更新の必要性

- ・ 粗飼料の自給率向上に向けた取組は原発事故の影響により一時停滞を余儀なくされたが、今後も粘り強く続ける必要がある。
- ・ 酪農における集約放牧の拡大・定着や水田等を利用した肉用繁殖雌牛の放牧の取組など、地域の特性に応じた様々な取組は、畜産の将来に期待を抱かせる。
- ・ 例えば、北海道における牧草の利用形態別割合をみると、放牧は昭和50年の40%から近年では10%未満に低下し、同期間中にサイレージ向けが20%弱から70%近くまで増加している。
- ・ 北海道各地で日本飼料工業会のメンバー企業が草地を調査したところ、牧草は50%程度しかなく、残りの50%はシバムギ、リードの地下茎型雑草であったという驚くべき結果が出ている。北海道の草地更新率も6%から3%に低下している実態が明らかになっている。
- ・ 今後、いくつかのタイプの酪農・肉用牛生産を推進する場合にあっても、草地の更新率を高めるなど、生産性の高い草地への改良は極めて重要であり、畜産経営者への知識・技術の普及とご支援をお願いしたい。

2 配合飼料原料として飼料用米の国家備蓄について

- ・ 現在、配合飼料供給安定機構により、主原料であるとうもろこし、こうりゃんについて、合わせて60万トンの備蓄が行われている。この結果、近年では、東日本大震災の直後の平成22年度末から23年度にかけて、34万トン、29万トンの備蓄穀物を放出していただくことによって、東北地区への配合飼料供給が可能になり、畜産生産者を救うことが出来た。
- ・ 今後は国家備蓄に飼料用米も取り入れ、原料の価格高騰リスク回避にも活用してはどうか。

例えば次のような方法をご検討いただきたい。

- ① 飼料用米の安定供給を飼料価格安定対策と位置づけ、国産飼料用米を一定量保管し、備蓄した飼料用米を輸入飼料原料価格が上昇した場合などに放出することにより、安定した価格による飼料用米の供給増を図り、畜産農家の飼料購入費負担の増加を抑制する。
- ② 主原料であるとうもろこし等を比較的安価な時に手当てし、国家備蓄として保管しながら、「原料価格の高騰時に適時適切に放出する」ことにより価格高騰リスクを緩和する。

3 工程管理による合理化と表示規制の見直し

- ・ 現在、飼料製造工場等における工程管理に関し GMP・HACCP の導入・推進が進められており、また、表示規制の見直しが進められている。畜産物の生産コスト等の削減等の観点からも、引き続き見直しを進めていただき、現場の実態からみて必要性がなくなった規制等については、簡素化・撤廃されることを期待している。

4 配合飼料価格安定制度の経営安定対策（出口対策）と一体の見直し

- ・ 本年2月から、自民党の制度検討WTで配合飼料価格安定制度の「更なる見直し」について検討が続けられ、6月に取りまとめが行われた。
- ・ 現在、この取りまとめを受け、27年度予算要求に向けて検討が行われており、国庫負担の充実・強化や制度の弾力的運用への見直しが図られることを期待している。
- ・ 今後の課題として、自民党のWTの取りまとめでも指摘されている通り、「生産基盤対策、経営安定対策のあり方について、引き続き検討を行う」とされているが、「多額の借入金(平成25年度末940億円)の存在が基金の安定運用、制度の見直しに際して大きな阻害要因」となっており、新たな借り入れは行わず、借入金の着実な返済が肝要である。
- ・ 本制度は生産資材を販売する立場の飼料メーカーが、生産者や国と共に「補填財源」を負担するという、他に例を見ない仕組みである。しかも、飼料メーカーの負担が最も大きい。
例えば、平成16年度から平成25年度までの10年間に支払った補填金の総額 約6千億円のうち、飼料メーカーの積立金からの支払い額は6割、約3千6百億円となっており、特に輸入飼料原料価格が高騰した平成19年度以降、本制度における積立金負担そのものがメーカーの経営を著しく圧迫している（配合飼料供給安定機構の調査によれば、調査対象飼料メーカーの近年の売上高営業利益率は平均で1%を下回る状況となっている）。
- ・ したがって、今後の制度の運用に当たっては、積立は弾力的に行い、新たな借り入れを行わないこととするとともに、制度のあり方の検討においては、今後は、畜産経営安定対策と一体的な検討をお願いしたい。

以上